



令和6年度 草加市

ふるさとまちづくり応援基金 応募要項

相談受付期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）

平日 午前9時から午後5時まで

※なお、3月20日（水）は休館日です。

応募受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月12日（金）

助成期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

応募される方は、相談受付期間中の事前相談が必須となります。

事前相談をされないと、応募が受け付けられない場合があります。

草加市

まちづくりとは？

草加市みんなでまちづくり自治基本条例前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。

◆草加市みんなでまちづくり自治基本条例【前文】

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

ふるさとまちづくり応援基金とは？

これから草加市のまちづくりは、市民が主体となり行政（市）とのパートナーシップにより進めることが求められています。現在、市内各地域では、市民団体によるコミュニティ活動や、特定のテーマをもったまちづくり活動が盛んに行われています。

しかしながら、多くの団体では、団体の運営や新たな活動に必要な資金の確保に苦慮している現状です。そこで草加市では、市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するため、草加市ふるさとづくり基金（平成2年設置）の原資を引き継ぎ、平成16年に「草加市ふるさとまちづくり応援基金」を設置しました。

ふるさとまちづくり応援基金による助成事業

草加市ふるさとまちづくり応援基金は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき実施されています。草加市の抱えるさまざまな課題を解決し、住み良いまちづくりをめざす市民の皆さまの主体的な活動を応援することを目的としています。

この基金は草加市を舞台に非営利の活動を行っている団体に対し、その活動段階に応じて助成を行っています。

この事業が皆さまの草加への「おもい」を「かたち」にし、育てていくことに役立ちますように願っています。

■ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（抜粋）

市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。（第20条）

■ 草加市ふるさとまちづくり応援基金条例（抜粋）

市民、事業者とまちづくり団体の主体的なまちづくり活動の支援に要する資金を積み立てるため、草加市ふるさとまちづくり応援基金を設置します。（第1条）

市長は、前条に基づき取り崩された基金の額を財源として、毎年度予算の範囲内で、市民、事業者とまちづくり団体に対して助成をすることができます。（第7条）

ふるさとまちづくり応援基金 助成部門

はじめよう部門（まちづくり初動期助成部門）

★助成内容

これから自主的なまちづくり活動を始めようとする、**設立後3年以内**の団体に対し、必要な経費を助成します。

★助成対象経費

団体の活動を始めるにあたり必要な経費

★助成額

1団体当たり 10万円（上限）

そだてよう部門（まちづくり団体運営助成部門）

★助成内容

地域に根ざし、あるいは特定のテーマをもってまちづくり活動をしている団体の成長・自立をするために必要な経費を助成します。

★助成対象経費

団体の活動を発展させるために必要な経費

★助成額 1団体当たり

1回目 助成対象経費の80%（上限額100万円）

※ただし継続助成の場合

2回目 助成対象経費の60%（上限額80万円）

3回目 助成対象経費の40%（上限額50万円）

うごかそう部門（まちづくり活動助成部門）

★助成内容

地域に根ざし、あるいは特定のテーマをもってまちづくり活動をしている団体が企画した新たな活動に対し、その経費を助成します。

例えば、イベントの実施や冊子の作成など、具体的なプロジェクトに対する助成です。

★助成対象経費

企画した活動を行うために必要な経費

★助成額 1団体当たり

1回目 助成対象経費の80%（上限額80万円）

※ただし継続助成の場合

2回目 助成対象経費の60%（上限額80万円）

3回目 助成対象経費の40%（上限額80万円）

助成団体紹介

令和5年度助成団体（はじめよう部門）

新田こども食堂「にっこり」

地域の子どもたちのために、こども食堂を開催し、居心地の良い居場所を作ることを目的にしています。

子ども食堂の活動を通して、子どもが自分に関わる大人や支援をしてくれる人たちとつながり、一つの交流の場ができ、さらに、活動に興味を持った人々も加わり、多世代交流のできる地域コミュニティの場を目指しています。



令和5年度助成団体（はじめよう部門）

みんなの食堂 おせんべ

「みんなでおいしい食事を食べながら、手を取り合い、固く深い絆のつながりの輪を広げていこう」をテーマに活動しています。

毎週水曜日に食堂を開催し、栄養バランスのとれた食事を無料で提供することで、健康の増進を図ると同時に、孤食となる子どもや一人世帯の方等に共食の場を提供し、多様な人との出会いや多世代交流の機会を創出しています。



令和5年度助成団体（そだてよう部門）

草の童の会

草加市の子どもを中心に、障害を持つ人も、持たない人も、舞台芸術鑑賞を通して、感性豊かに共生していく地域を目指し、活動しています。

年2回、舞台芸術鑑賞の機会を提供することで、心搖さぶる芸術文化との出会いや、さまざまな障害や貧困問題を抱える人たちとの交流の機会を創出しています。



令和5年度助成団体（そだてよう部門）

友隣会

谷塚駅周辺地域で協働活動を通した地域の友和を誼り、賑わいと矜持あるまちづくりに取り組んでいます。

プランターの設置を中心とした町の景観づくり活動、谷塚文化センターと協働した研修活動、防災マップの作製、学校給食見学会等の開催、地域のまちづくり懇談会への参加を行い、顔の見える関係づくりを進めています。



助成事業の流れ

この基金による助成は、公募選考方式によって行われます。

助成先の選考や助成額の審査は、市民代表、知識経験者から構成される、ふるさとまちづくり応援基金運営委員会が行います。市は、同委員会の審査結果を尊重し、助成金を交付します。

相談受付期間 3月1日（金）～3月29日（金）

応募受付期間 4月1日（月）～4月12日（金）

**公開審査会（プレゼンテーション）
～基金運営委員会による審査～
5月25日（土）**

助成金交付決定 6月予定

助成金交付 7月予定

実績報告書提出（令和7年3月中旬）

実績報告会発表（令和7年5月予定）

助成金交付確定（令和7年5月予定）

第21回（令和6年度）助成事業応募要項

1. 助成対象となる活動期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの1年間

2. 助成回数

「はじめよう部門」は**1回限り**

「そだてよう部門」・「うごかそう部門」は、初年度助成から**5年以内**に両部門合わせて**3回**

※複数回助成を希望される場合は、年度毎にあらためて応募が必要になります。

※この基金の助成回数は、**最大1団体4回まで**です（はじめよう部門1回を含む。）。

3. 応募資格・条件

- 草加市みんなでまちづくり自治基本条例第24条に規定するまちづくり活動の登録を行っているまちづくり団体や事業者（**3人以上の構成員**により組織され、**主たる構成員が市民**であること※ここで意味する**市民**とは草加市に「在住、在勤、在学」のいずれかを指します。）。
- 草加市を舞台に快適都市を目指す**非営利のまちづくり活動**であること。
- 継続的に行われる活動であること。
- 他の助成金等と**重複していないこと**（補助金も含む）。

4. 応募受付

受付期間 **令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで**

受付場所 草加市市民活動センター（草加市立市民交流活動センター1階）

住所：〒340-0023 草加市谷塚町752番地

受付時間：平日 午前9時～午後5時 休館日：毎月第3水曜日、年末年始

提出書類 ① 応募用紙

② 会員名簿（構成員が10名を超える場合）

③ まちづくり活動登録申請書

④ 住所・氏名記載の構成員名簿

⑤ 支払金口座振替払依頼書（シャチハタ不可）

①と②はメールで提出、③～⑤は窓口へ提出してください。
なお、③～⑤については、登録済みでしたら、提出は不要です。

※提出を行う前に、市民活動センターとの**事前相談が必須**となります。

5. 公開審査会

日時 **令和6年5月25日（土）午後1時から（予定）**

会場 **草加市立高砂コミュニティセンター（高砂小学校敷地内）**

市民の代表者、知識経験者で構成される草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会が助成団体、助成額の審査のため、公開審査会を開催します。応募団体の助成の可否については、全部門の審査結果がその場で発表されます。なお、助成額の審査については、別途、非公開で審査し、決定後通知されます。

応募団体には、団体活動、企画事業について発表（プレゼンテーション）を行っていただきます（1団体当たり約10分間の発表及び運営委員会委員との質疑応答を予定）。※**発表ができない場合は助成対象から外されます。**審査に支障を来さないよう、十分な準備をお願いします。

【審査基準】（全部門共通）

- ① 団体の活動・企画の目標や問題意識が明確であること
- ② 先進的な取組、個性ある活動であること
- ③ 将来、自立して活動を継続・発展していくものであること
- ④ 助成が、有効に活用される事業計画・団体の活動計画になっていること
- ⑤ 助成後に、市のまちづくりや他の市民活動に波及する効果が見込まれるものであること
- ⑥ 他の市民活動団体や行政などと連携した活動となっていること【そだてよう部門・うごかそう部門のみ】

6. 助成の決定等

市は、運営委員会の審査結果を受け、助成の決定を行い、結果を応募者に通知します。助成の決定後、支払金口座振替払依頼書に記載の口座へ、口座振替により団体に助成金を交付します。

助成決定後に次のようなことが判明した場合は決定が取り消され、助成金を返還することになります。

①偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

②助成金を他の用途に使用したとき

③助成事業に関し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

④市長の指示に従わなかったとき

※助成決定後、助成事業において発行するチラシや印刷物等には、「草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業」と明記、もしくは公式ロゴを明記してください。また、チラシや印刷物等の見本を市民活動センターに提出してください。掲示又は閲覧用として配置されます。

7. 実績報告

助成を受けた団体は、年度末に活動実績と会計報告をまとめた報告書及び支出が確認できる書類（領収書等）を市に提出しなければいけません（領収書等は後日返却）。

令和7年5月には、**実績報告会（公開）**を予定しています。助成を受けた団体は、活動実績を発表する必要がありますので必ず参加してください。

実績報告時、助成申請時と比べて助成対象経費が下回り、交付決定額と比べて減額となった場合は、余剰金を市に返還することになります。なお、増額となった場合は、交付決定額が上限となるため、助成金の追加交付はされません。

8. 実績報告会

令和5年度に助成を受けた団体が、その活動実績を披露する報告会を次のとおり開催します。
今後の参考のため、参加をおすすめします。

日時 令和6年5月11日（土）午前10時から

場所 草加市立高砂コミュニティセンター（高砂小学校敷地内）

【はじめよう部門】 新田こども食堂「にっこり」、みんなの食堂 おせんべ、こども応援団 よつば

【そだてよう部門】 草の童の会、こども食堂～ペンギン村～、友隣会、草加市 LGBTQ+、草加宿今様本陣

(計8団体)

応募用紙作成における注意点

1. 用紙記入に当たって

用紙は、部門ごとに異なります。記入の際はよく確認の上、作成してください。

用紙は、草加市ホームページ (<http://www.city.soka.saitama.jp>) からダウンロードしたものを使用してください。紙面の追加や記入枠の変更はしないでください。（添付資料も不要です。）ただし、「支出内訳書（予算）」については、記入枠の若干の変更を認めます。

応募用紙は、パソコンで作成し、下記メールアドレス宛にデータを送付してください。
(simin-katudo@city.soka.saitama.jp)

パソコンで作成する際の文字の大きさは、**11ポイント**程度で入力してください。

2. 団体概要について

団体名は正式名称を記入してください。

応募担当者が団体代表者以外の場合は、必ず記入してください。当助成事業の市担当との窓口となっていたらあります。

代表者及び応募担当者の連絡先については、昼間連絡がとれる電話番号等を記入してください。※助成決定後も事務局より各種事務連絡があります。

3. 事業・活動内容について

団体の活動や企画事業について、審査項目に沿って審査されます。各欄への記入は、5行程度で簡潔に記入してください。箇条書きをおすすめします。

4. 経費について

助成対象となる経費については基準を定めています。詳しくは「助成対象・助成対象外経費一覧」（8、9ページ）及び「助成対象経費・助成対象外経費における注意点」（10ページ）、「記入例」（11～16ページ）を参考にしてください。各経費の内容欄については、単価、数量、人数など具体的な見積りを記載してください。また、物品の購入、機材のレンタルなど内容に応じて後日、見積書の提出をお願いする場合があります。

団体の収入・支出（予算）はすべて記載してください。助成対象経費であっても応募時に記載していない経費の支出は、実績報告時に助成対象経費として認められません。

応募事業に係る支出に加えて応募事業以外の事業支出がある場合は、助成対象外経費欄に記載してください。

助成対象・助成対象外経費一覧

基金を適正かつ公平に交付するため、下表のとおり「ふるさとまちづくり応援基金」の助成対象経費について基準を定めています。

応募用紙における支出内訳書（予算）の費目を下記の基準リストの費目から選択してください。

費目	助成対象経費	助成対象外経費
謝礼費	<ul style="list-style-type: none">・催し物等を開催する際の講師や通訳など外部の専門家に対する謝金 (例) 講師謝礼/有償ボランティアスタッフ謝礼/ 託児謝礼/専門家相談料(税理士、行政書士、公認会計士等)	<ul style="list-style-type: none">・団体の常勤役職員及び顧問に対して支給する給料・謝金・賃金・講師飲食費(茶菓子・お茶代)・専門家委託料(税理士、行政書士、公認会計士、ウェブデザイナー等)
人件費		<ul style="list-style-type: none">・人件費すべて
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・事業(活動)に直接必要な消耗品費(衛生用品等)	<ul style="list-style-type: none">・事業(活動)に間接的に必要な消耗品費(外部講師への土産等)
食材費	<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂で配付する食品等※	<ul style="list-style-type: none">・スタッフの飲食代(会議での弁当や菓子、新年会などの飲食代等)
備品購入費	<ul style="list-style-type: none">・事業(活動)に直接必要な機材や備品の購入費(調理用品等)	<ul style="list-style-type: none">・事業終了後、個人の所有となり、個人の利益となるもの・市民活動センターで借用できる備品・公共施設、主たる活動場所で借用できる備品(パソコン、プロジェクター等)
材料費	<ul style="list-style-type: none">・事業(活動)に直接必要な資材の購入費(看板やパネルの材料等)	
会場費 賃借料	<ul style="list-style-type: none">・会場借用料、会場設営費用・事業に必要な物品の借用料・ブース出店料	<ul style="list-style-type: none">・レンタル倉庫代
図書・資料 購入費	<ul style="list-style-type: none">・事業に必要な図書、資料	<ul style="list-style-type: none">・事業終了後、個人の所有となり、個人の利益となるもの
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・報告書、ポスター、パンフレット等のコピー、印刷・製本費	<ul style="list-style-type: none">・事業終了後、個人の所有となり、個人の利益となるもの

費目	助成対象経費	助成対象外経費
通信費	・事務所に設営された団体名義の電話代、インターネット通信費	・個人名義の電話（携帯電話を含む）、インターネットの通信費
郵送料 運搬費	・切手代や物品宅配便料等 ・事業（活動）に必要な物品の運搬費	
交通費	・事業を実施（活動）するために必要な出張旅費や交通費（普通運賃のみ） ※出発地（草加市内・居住地）から目的地までの最短ルート ※別途、出張報告書の提出が必要になります。 ※ガソリン代は市外についてのみ最寄り公共交通機関料金もしくはガソリン代金の安い金額を適用	・航空機や列車の上席料金費（ファーストクラス・グリーン席指定料金等） ・市内を発着地とする自家用車等使用によるガソリン代
光熱費 事務所賃 料	・団体事務所の光熱費 ・事務所の賃借料 ※団体名義で借りていることが条件	
研修 講座費	・事業に必要な研修、講座への参加料 ※別途、参加報告書の提出が必要になります。	※資格取得については、別途検討になります。
保険料	・事業（活動）を実施するのに必要な保険料	
特質経費		・土地/建物などの不動産購入費 ・団体の予備費
広報費	・ＨＰ運営における各種費用 ・広告折り込み代	
その他	・審査会の判断による（基金の趣旨、申請内容を勘案）	

(注) 食材・食品は、はじめよう部門では助成対象経費の80%を上限額として、そだてよう

部門・うごかそう部門では10万円を上限額として、助成対象経費として認めます。

助成対象経費・助成対象外経費における注意点

- ・助成対象経費においては、全てが事業に直接関係のあるものを対象としています。間接的なものは助成対象外経費となります。
- ・P R用の簡易ジャンバー等、団体が揃えて購入するものについては、会員の数を超えて計上する場合、超えた分は助成対象外経費となります。
- ・市民活動センターで借用できる備品については、原則助成対象外経費となります。
(市民活動センターでは、ノートパソコン、プロジェクター、ラミネーター等の貸出を行っています。※利用にあたっては、利用登録（無料）が必要になります。)
- ・公共施設、主たる活動場所で借用できる備品については、原則助成対象外経費となります。
- ・すべての費目において、標準的な価格のものを助成対象経費とします。
- ・領収書は実績報告時に必ず必要になります。①購入金額②購入内容③購入日④購入先の4点の確認がとれないものについては助成対象外経費とみなします。
※個人間における売買(ネットオークションやフリーマーケット等)は助成対象外経費となります。
- ・助成金で購入したものを配布する場合、事前協議が必要になります。

はじめよう部門経費記入例

4. 経費について

① 収入の部

1 次ページ「支出内訳書」で算出した A・B・(1) の各数字をそのまま記載します。

内 容	金 額 (円)
会費 (あり・なし) 2,000 円×20 人 = 40,000 円	40,000
自己資金 (あり・なし)	13,100
	(2)
草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金 (予定=申請額)	(4) 90,000
合 計	(1) 143,100

② 支出の部

内 容	金 額 (円)
助成対象経費	A 120,100
助成対象外経費	B 23,000
合 計	(1) 143,100

※別紙「支出内訳書」のとおり

③ 助成申請額

$$\begin{array}{ccc} \text{助成対象経費} & & \text{補助率} \\ \boxed{A} & 120,100\text{円} & \times \quad \boxed{100\%} \quad = \quad \boxed{(3)} & 120,100\text{円} \end{array}$$

【補助率】

100% (上限額 10 万円)

ただし (3) 助成申請額算出途中額と [(1) 支出額合計 - (2) 助成金以外の収入の合計]

のうちの少額の方が助成申請額となります。

$$\begin{array}{cc} \text{助成申請額} & \boxed{(4)} & 90,000\text{円} \end{array}$$

はじめよう部門経費記入例

支出内訳書（予算）

助成対象 経費	費目	金額(円)	備考(積算内訳)
	1 謝礼費	6,000	イベント手伝い謝礼 3,000円×2人×1回=6,000円
	2 消耗品費	11,000	チラシ用色上質紙 500円×1パック=500円 衛生用品(除菌用アルコール、ハンドソープ、キッチンペーパー) 5,000円 食品ケース 110円×50パック=5,500円
	3 食材費	80,000	子ども食堂食材 8,800円×10回=88,000円 うち食材費上限 80,000円
	4 会場費	8,740	会議室使用料 370円×2回=740円 イベント会場使用料 8,000円×1回=8,000円
	5 図書・資料購入費	1,500	参考図書代 2冊
	6 印刷製本費	300	会議資料等コピー代 150円×2回=300円
	7 通信費	1,680	各種通知・連絡郵送代 84円×10通×2回=1,680円
	8 交通費	880	研修会参加交通費 220円×2(往復)×2人=880円
	9 広報費	10,000	広告折り込み代 10,000円×1回=10,000円
小計		A 120,100	
助成対象外 経費	費目	金額(円)	備考(積算内訳)
	1 食材費	23,000	スタッフ会議の弁当・飲料 1,000円×5人×3回=15,000円 子ども食堂食材 8,800円×10回=88,000円 -80,000円=8,000円
	小計	B 23,000	
	合計	(1) 143,100	

助成対象経費の内容については、応募要項冊子P.8.9「助成対象・助成対象外経費一覧」を参考にしてください。

そだてよう部門経費記入例

5. 経費について

①収入の部

1 次ページ「支出内訳書」で算出した A・B・(1) の各数字をそのまま記載します。

内 容	金 額 (円)
会費 (あり・なし) 6,000 円×30 人 = 180,000 円	180,000
自己資金 (あり・なし)	10,640
講座参加費 600 円×30 人×2 回 = 36,000 円	(2) 36,000
協賛金・寄付金	25,000
バザー収入	10,000
草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金 (予定=申請額)	(4) 392,000
合 計	(1) 653,640

②支出の部

内 容	金 額 (円)
助成対象経費 2 収入の合計額 = 支出の合計額 となるよう一致させます。	A 521,640
助成対象外経費	B 132,000
合 計	(1) 653,640

※別紙「支出内訳書」のとおり

③助成申請額

$$\begin{array}{ccc} \text{助成対象経費予算額} & & \text{補助率} \\ \boxed{A} \quad 521,640\text{円} & \times & \boxed{80\%} \\ & & = \end{array} \quad \boxed{(3)} \quad 417,312\text{円}$$

【補助率】※該当する項目に○印をつけてください。	
助成回数	1回目 80% (上限額 100万円)
	・ 2回目 60% (上限額 80万円)
	・ 3回目 40% (上限額 50万円)
	ただし (3) 助成申請額算出途中額と [(1) 支出額合計 - (2) 助成金以外の収入の合計] のうちの少額の方が助成申請額となります。
	助成申請額 (4) 392,000円

そだてよう部門経費記入例

支出内訳書（予算）

助成対象経費	費目	金額(円)	備考(積算内訳)
	1 謝礼費	10,000	外部講師謝礼 5,000円×2回=10,000円
	2 消耗品費	31,200	色上質紙 1,800円×5=9,000円 事務用品(封筒、ボールペン、ガムテープ、マジック等)8,200円 模造紙 1,500円×2ロール=3,000円 衛生用品(除菌用アルコール、キッチンペーパー、石けん、噴霧器) 11,000円
	3 食材費	4,300	正月イベント用 小豆 400円×10袋=4,000円 砂糖 150円×2袋=300円
	3 図書・資料購入費	5,300	図書・資料購入代 5冊
	4 印刷製本費	32,000	会議資料コピー代 1,000円×12回=12,000円 ポスター印刷代 500枚 20,000円
	5 通信費	8,400	各種通知・連絡郵送代 84円×100通=8,400円
	6 交通費	6,600	研修会参加交通費 550円×2(往復)×2人×3回=6,600円
	7 光熱費	144,000	電気・ガス・水道 12,000円×12ヶ月=144,000円
	8 事務所賃貸料	240,000	20,000円×12ヶ月=240,000円
9 研修費		30,000	研修会参加費 5,000円×2人×3回=30,000円
10 広報費		9,840	サーバー代 820円×12ヶ月=9,840円
小計		A 521,640	
助成対象外経費	費目	金額(円)	備考(積算内訳)
	1 人件費	120,000	事務局スタッフ経費 10,000円×12ヶ月×1人=120,000円
	2 食材費	12,000	スタッフ会議での茶菓子等 1,000円×12回
小計		B 132,000	
	合計	(1) 653,640	

助成対象経費の内容については、応募要項冊子 P. 8.9 「助成対象・助成対象外経費一覧」を参考にしてください。

うごかそう部門経費記入例

4. 経費について

①収入の部

1 次ページ「支出内訳書」で算出した A・B・(1) の各数字をそのまま記載します。

内 容	金 額 (円)
会費 (あり・なし) 5,000 円×30 人 = 150,000 円	150,000
自己資金 (あり・なし)	20,000
協賛金・寄付金	(2) 130,000
○○事業収入	230,000
草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金 (予定=申請額)	(4) 398,000
合 計	(1) 928,000

②支出の部

内 容	金 額 (円)
助成対象経費	A 507,000
助成対象外経費	B 421,000
合 計	(1) 928,000

※別紙「支出内訳書」のとおり

③助成申請額

$$\begin{array}{ccc} \text{助成対象経費予算額} & & \text{補助率} \\ \boxed{\text{A } 507,000\text{円}} & \times & \boxed{80\%} \\ & & = \boxed{(3) 405,600\text{円}} \end{array}$$

【補助率】※該当する項目に○印をつけてください。	
助成回数	・ 1回目 80% (上限額 80万円)
	・ 2回目 60% (上限額 80万円)
	・ 3回目 40% (上限額 80万円)
	ただし (3) 助成申請額算出途中額と [(1) 収入額合計 - (2) 助成金以外の収入の合計] のうちの少額の方が助成申請額となります。
助成申請額	(4) 398,000円

うごかそう部門経費記入例

支出内訳書（予算）

費目		金額(円)	備考(積算内訳)
助成対象経費	1 謝礼費	52,000	外部専門家謝礼 40,000 円×1 回 = 40,000 円 イベント手伝い謝礼 3,000 円×4 人 = 12,000 円
	2 消耗品費	24,860	コピー用紙 500 円×4 = 2,000 円 事務用品(ボールペン、鉛筆、消しゴム、カッターナイフ、カムテープ等) 4,860 円 衛生用品(除菌用アルコール、ウェットティッシュ、ガーゼ、キッチンペーパー・雑巾) 18,000 円
	3 備品購入費	17,380	マイクレシーバー 17,380 円
	4 会場費	240,000	会場設営費用(会場借用料含む)
	5 印刷製本費	129,000	ポスター 260 円×150 枚 = 39,000 円 チラシ 18 円×5,000 枚 = 90,000 円
	6 通信費	8,400	各種通知・連絡郵送代 84 円×100 通 = 8,400 円
	7 交通費	2,360	研修会参加交通費 590 円×2(往復)×2 人 = 2,360 円
	8 研修費	10,000	研修会参加費 5,000 円×2 人 = 10,000 円
	9 保険料	9,000	イベント保険 9,000 円
	10 広報費	14,000	広告折り込み代 14,000 円×1 回 = 14,000 円
小計		A 507,000	
費目		金額(円)	備考(積算内訳)
助成対象外経費	1 謝礼費	30,000	イベントスタッフ(団体会員)謝礼 3,000 円×10 人 = 30,000 円
	2 食材費	31,000	外部専門家土産代 5,000 円×3 個 = 15,000 円 イベントスタッフ弁当代 800 円×20 = 16,000 円
	3 団体運営費	100,000	
	4 ○○事業費	260,000	
	応募事業以外の支出もすべて記入してください。 (団体運営費・その他の事業費等)		
小計		B 421,000	
	合計	(1) 928,000	

助成対象経費の内容については、応募要項冊子 P.8.9 「助成対象・助成対象外経費一覧」を参考にしてください。



市民・事業者の皆さんへ ご寄附のお願い

ふるさとまちづくり応援基金がこれからも、より多くの市民活動に対し応援できますように、基金の趣旨に賛同される皆様のご寄附をお願いいたします。

この基金は、限りある皆さまの財産です。大切にしましょう。

ご寄附いただいた方には、税制上の優遇措置もございます。

① 個人での寄附の場合

所得税、住民税ともに寄附金控除が認められます。

② 法人での寄附の場合

寄附金全額が損金に算入できます。

これまでに延べ281団体、約1億2,200万円の助成を行っています。



寄附のお申し出、お問い合わせ先

草加市市民活動センター 電話 048-920-3580

草加市みんなでまちづくり課 電話 048-922-0796

～助成事業に関するお問い合わせ～

草加市市民活動センター（市民交流活動センター1階）

連絡先 ☎ 340-0023 草加市谷塚町752番地

電話 048-920-3580

FAX 048-925-1872

メール simin-katudo@city.soka.saitama.jp

